

返戻金制度について

当社の紹介により就職した求職者が、求職者の責めに帰すべき事由に基づき2ヶ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額（消費税額を含む）を求人者に返金致します。

ただし、求人者の責めに帰すべき事由で退職した場合は、紹介手数料の返金はないものとさせていただきます。

- 1) 入社日より1ヶ月以内の退職 : 紹介手数料の80%
- 2) 入社日より2ヶ月以内の退職 : 紹介手数料の50%